

## 地区計画の届出に関してのよくある質問



# Q&A



Q 1 先日の説明会において、「地区計画届出書」及び「建築行為等許可申請書」を復興都市計画課に着工開始予定の30日前までに提出すること、と説明がありましたが、事前に済ませなければならない手続きはありますか？

A 1 ①「特別名勝松島」の現状変更申請を行う（生涯学習課 文化財班）  
②借地契約の手続きが済んでいること（生活再建支援課 生活再建支援班）  
※共同で工事をする場合には全員の方が①、②の手続きが済んでいること  
例）街区内のフェンスを共同で設置する計画がある場合 など

①、②が完了したら、地区計画届出書及び建築行為等許可申請書を復興都市計画課へ提出してください。

なお、添付図書の作成など個人で行うことは、大変な作業と思われます。

住宅メーカーや設計のご担当の方、施工業者等へ諸手続きをやって欲しいと、相談してみてください。



Q 2 住宅以外のもの（境界に設置するフェンスや物置、カーポート）についても地区計画の届出が必要ですか。

A 2 必要です。

隣地境界や道路境界からの距離、物によっては外壁の色や屋根の形状などが街づくりルールに適合しているか確認をさせていただきます。

Q3 街区内みなさんと共同で隣地境界や道路境界に同じ種類のフェンスを設置する予定です。  
地区計画届出や建築行為等許可申請の手続きはどのように行ったらよろしいでしょうか？

A3 まずはじめに、Q1のとおり①、②の手続きを済ませてください。  
その後、地区計画届出書及び建築行為等許可申請書を提出していただくことになります。  
また、他の移転団地の様子をみますと、提出の方法は大きく分けて2パターンあります。

パターン1・・・画地ごとに関係書類を提出する  
⇒全員の許可書が発行されてからでないと工事着手ができない。  
提出を忘れてしまう場合がある。

パターン2・・・街区の代表者、工事施工業者、工事の設計業者が街区内の取りまとめを行い、該当者全員分の関係書類を提出する。  
⇒提出漏れの心配がなく、許可書も同時に発行されるため工事着手もスムーズに行える。

可能な限り、パターン2を推奨いたします。

Q4 Q3に関連しての質問になります。  
パターン2で進める場合、どのような手続きをすれば良いですか？

A4 1画地1申請が原則となります。(許可書を各々に発行いたします。)  
そのため、6人で共同施工となる場合には6人分の関係書類を準備していただくことになります。  
ただし、申請書等の表紙になる部分については各自となりますが、添付書類については街区内全てを記載したものをコピーして提出していただいても構いません。  
その際は、申請者Aさんの画地がどこなのわかるように、Aさんの画地にマーカーを付けるなどしてください。

例)

申請書記載	添付書類						
地区計画届出書 申請者 東松島市●● 氏名 A	<table border="1"><tr><td>Aさん</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	Aさん					
Aさん							

申請者と場所がわかるように！

Q5 復興都市計画課でする手続きで必要な書類を教えてください。

A5 提出書類は下記のとおりです。

- ①地区計画届出書 (正・副 各1部)
- ②関係図書(配置図、平面図、構造図、詳細図、パンフレットの写し など)
- ③チェックシート 1部
- ④建築行為等許可申請書 1部

なお、各様式については東松島市のホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

【野蒜ヶ丘地区(野蒜北部丘陵地区)へ移転する方へ】

<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kakuka/fukkou/toshi/nobiruhokubu-iten-tikukeikaku.html>

